

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年1月20日

北九州市保健福祉局地域福祉推進課

1. 当該公募の趣旨

本業務については、区役所、市民センター等で行う住民主体の健康づくり事業や子育て支援事業、介護予防事業、各種検診受診者への検診後の指導などの保健福祉業務を行う看護師を相当数確保し、区役所へ適時適切に配置することが必要なため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和7年度地域担当看護職員活動事業

(2) 業務内容

委託業務は、検診や予防接種業務などの補助業務とは異なり、地域の母子から成人・高齢者に至る広範囲を対象に、個人及び集団への対応を行うものである。また、保健福祉事業の実施にあたっては、保健・医療・福祉サービスの知識や経験が必要とされ、専門性の高い内容である。

地域担当看護職員は、次の業務を行う。

北九州市内地域の母子から成人・高齢者に至る広範囲を対象に保健福祉業務を行うもの（準備から片付け等、付随する業務を含む）。各業務の実施にあたっては、配置された区役所に出務できる者がいない場合は、区を限定せず対応できる者が業務を実施すること。

ア 保健福祉事業の一部業務及び各種健診受診者の事後フォロー業務を行うこと

①各種健診受診者の事後フォロー業務

(ア) 特定保健指導以外の保健指導対象者への訪問指導等（訪問は必須）

(イ) 後期高齢者（該当年度内に75歳到達者）の保健指導対象者への糖尿病

性腎症等の重症化予防のための保健指導（訪問は必須）

(ウ) 40歳以上の市民の生活習慣病重症化予防とフレイル予防のための啓発や訪問等による保健指導等

(エ) がん検診等受診者への電話による指導

(胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、結核・肺がん検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査、骨粗しょう症検診等)

② 特定健診未受診者対策業務

(ア) 健診未受診者への訪問・電話による支援・受診勧奨等

③ 成人保健・健康づくり・介護予防に係る業務

(ア) 成人・高齢者健康相談・健康教育

(イ) 地域認知症・介護予防活動支援事業

④ 母子保健福祉に係る業務（各区役所内）

(ア) 各種健康教室

(イ) 各種健康相談

(ウ) 育児サークル支援など

⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく業務

その他、保健所から依頼があった業務

⑥ その他保健福祉事業及び地域づくりに係る業務

(ア) 市民センターを拠点とした健康づくり事業

(イ) イベント救護など

⑦ 記録の整理及び報告

(ア) 上記業務に関する記録整理及び報告を行うこと

⑧ その他発注者、受注者協議の上で決定した事項に関すること

イ 業務連絡会議への出席

区で随時開催する業務連絡会議に参加し、業務を行う上で必要な連絡と協議を行うこと。

ウ 随時実施される保健福祉に関する実態調査を行うこと

北九州市各区役所保健福祉課が実施する実態調査等

エ 研修会等へ参加すること

北九州市が主催する研修に適宜参加すること。

また、上記以外が主催する研修で特に必要と思われるものは、保健福祉局地域福祉推進課と協議のうえ、参加を決定すること。

オ 業務管理及び調整

各区役所の出務日数・時間・業務内容等を管理すること。

配置された区役所に出務できる者がいない場合は、区を限定せず、対応できる者を調整すること。

カ 業務報告

出務日数・時間・業務内容について、所定の様式により毎月報告すること。

(3) 配置場所

各区役所保健福祉課

(4) 配置数

各区役所においてそれぞれの業務に対応できる人数

(5) 資格

看護師の資格を有する者

(6) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3. 応募要件

(1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 有資格業者名簿において「A」又は「B」の等級に格付けされていること、及び有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。

エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

ア 法人登記をしていること。

イ 本市の保健福祉施策について、共通の理念を持って事業を実施できること。

ウ 看護師の派遣業務に実績を有すること。

エ 検診や予防接種業務などの補助業務と異なり、地域の母子から成人・高齢者に至るまで広範囲を対象に個人及び集団への対応を行うことができ、また保健福祉事業の実施にあたっては、保健・医療・福祉サービスの知識や経験を有し、専門性の高い業務に取り組むことのできる看護師を、常時各区役所においてそれぞれの業務に対応できる人数を確保できること。

オ ア～エについて、要件を確認できる書類および貴社（団体）の概要が分かる書類を提出すること。

4. 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 保健福祉局地域福祉推進課

電話番号 093-582-2060 FAX番号 093-582-2095

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和7年1月20日から令和7年2月3日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において配布します。

エ 交付書類

説明書、参加意思確認書

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年1月21日から令和7年2月4日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成
添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する
場合がある。

イ 詳細は説明書による。